諮問庁:検事総長

諮問日:平成27年12月14日(平成27年(行個)諮問第200号)

答申日:平成28年4月27日(平成28年度(行個)答申第5号)

事件名:本人が提出した告訴状に係る処理票等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「開示請求者が平成24年6月に最高検企画調査課特定国家公務員に電話をして、証拠として録音されたテープレコーダーに記録された情報」(以下「本件対象保有個人情報1」という。)及び「平成24年処理票(特定日受理の告訴状に係るもの)及びその付属書類に記録された保有個人情報」(以下「本件対象保有個人情報2」という。)につき、本件対象保有個人情報1については、これを保有していないとして不開示とし、また、本件対象保有個人情報2については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)の第4章(開示、訂正及び利用停止)の規定は適用されないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

法12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年7月16日付け最高検企第242号により検事総長(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った不開示決定(以下「原処分」という。)について、取消しをして、開示決定を求める。

2 異議申立ての理由

諮問で、内閣府情報公開審査会に真実を告げたいため。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

- 1 開示請求の内容及び処分庁の決定
- (1) 開示請求の内容

本件開示請求は、①開示請求者が平成24年6月に特定職員に電話をして、証拠として録音されたテープレコーダーに記録された情報に係る保有個人情報(本件対象保有個人情報1)並びに②平成24年処理票(特定日受理の告訴状に係るもの)及びその付属書類に記録された保有個人情報(本件対象保有個人情報2)を対象としたものである。

(2)処分庁の決定

上記開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報1については 保有していないため、本件対象保有個人情報2については刑事訴訟法(以 下「刑訴法」という。) 5 3 条の 2 第 2 項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第 4 章の規定が除外されるため、いずれも不開示決定を行ったものである。

2 諮問の要旨

異議申立人は、異議申立書において、本件対象保有個人情報1及び本件対象保有個人情報2に対する不開示決定を取り消し、その開示を求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが適当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

3 諮問庁の判断及び理由

(1) 本件対象保有個人情報1について

本件対象保有個人情報1は、異議申立人が平成24年6月に、所管課の特定職員に対し電話をした際の電話内容を録音した音声データであるとされているところ、処分庁において、録音した音声データについては、その保存期間を1年未満としており、文書管理者において、適切に消去する取扱いをしている。

本件開示請求時に、音声データが保存された録音機内のSDカード及び本件音声データが保存された可能性のあるSDカードの探索を、所管課の執務室内において行ったが、平成24年当時の音声データは全て存在せず、本件対象保有個人情報1の保有は確認できなかった。

また,所管課以外で本件対象保有個人情報1を保有している可能性の ある部署においても,探索を行ったが,いずれも保有していなかった。

本件異議申立を受け、再度、本件対象保有個人情報1の探索を行ったが、対象となる音声データを保有していなかったことから、本件対象保有個人情報1を保有していないとして不開示とした原処分は妥当である。

(2)本件対象保有個人情報2について

ア 本件処理票及びその付属書類(以下「本件処理票等」という。)について

本件対象保有個人情報2が記録された本件処理票等は、異議申立人が特定の事案について関係者を告訴する等の記載のある書面を処分庁が受け付けた際、担当検察官においてその内容を検討した上、本人宛てに当該書面を返戻する際に作成されたものであり、受け付けた書面の内容の要旨・指揮区分などが記載された処理票、異議申立人へ書面を返戻する際に同封した書面の写し及び異議申立人が提出した書面の写しが一体となった文書である。

イ 処分庁における告訴・告発・投書等を受け付けた際の事務取扱いに ついて

告訴・告発・投書・申告等及びその他の請願等(以下「告訴・投書等」という。)に関し、これらがその内容により重要な捜査の端緒と

なるばかりでなく、一定の法的効果を生じる場合があることから、その内容を検討し適正円滑に処理するため、処分庁では、告訴・投書等がなされた場合の事務処理手続として、告訴・投書等に関する事務処理要領(以下「事務処理要領」という。)が定められている。

事務処理要領に基づく告訴・投書等の処理には、事件受理・移送、 回送、参考送付及び自庁処理等があるところ、自庁処理の内容の一つ として、当該告訴・投書等の書類及びその付属書類等を返戻する場合 がある。

処分庁には、一般の文書のほか、告訴・投書等様々な標題の文書が 日常的に送付されてくるが、文書の記載の形式や内容から、告訴・投 書等の趣旨を含むようにも理解できなくはないが、なお、その記載か ら告訴の趣旨や告訴意思が明確でない場合、告訴の対象となる犯罪事 実の特定が不十分であるなど、告訴・告発の要件を満たさない場合も あり、このような文書については、検討の上、当該文書を返戻する処 理をすることがある。

ウ 訴訟に関する書類の意義

刑訴法53条の2第2項は、「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」については、法第4章の規定は適用しない旨を規定しているところ、刑訴法47条が「訴訟に関する書類」との同じ文言により、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定していることと対比すると、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」についても、訴訟記録に限らず、不起訴記録、不提出記録はもとより不受理とされた告訴に係る書類やその写しも「訴訟に関する書類」に含まれるものと解される(先例答申・平成21年度(行個)答申第83号、平成23年度(行個)答申第29号)。また、刑事事件の捜査の過程で作成、取得された文書は、刑訴法53条の2第1項の「訴訟に関する書類」に含まれると解されており(先例答申・平成20年度(行情)答申第305号)、刑訴法第53条の2第2項においても、同様に解される。

エ 「訴訟に関する書類」の該当性について

検察官は、告訴・投書等捜査の端緒に係る書面の提出を受けるなど した場合は、必要に応じて関係資料を収集し、関係者の意見を聴取す るなど、刑訴法により検察官に与えられた捜査権を行使して犯罪の成 否や嫌疑の有無を検討するものであり、結果的に受理されず返戻した 際に作成された本件対象保有個人情報が記録された処理票も、そうし た捜査権行使の経過・結果を示す内容を有するものであって、捜査の 過程で作成されたものということができる。

また、本件処理票の付属書類についても、いずれも処分庁がその捜

査の過程で作成、取得した文書であり、付属書類も含めて、「訴訟に 関する書類」に該当する。

したがって、本件処理票等においても捜査の過程で作成されたものであり、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第4章の規定は適用されないものである。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報1は保有しておらず、本件対象保有個人情報2は、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第4章の規定は適用されないとして処分庁が行った不開示決定は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は,本件諮問事件について,以下のとおり,調査審議を行った。

- ① 平成27年12月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 平成28年4月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「開示請求者が平成24年6月に最高検企画調査課特定国家公務員に電話をして、証拠として録音されたテープレコーダーに記録された情報」(本件対象保有個人情報1)及び「平成24年処理票(特定日受理の告訴状に係るもの)及びその付属書類に記録された保有個人情報1(本件対象保有個人情報2)である。

処分庁は、本件対象保有個人情報1については、これを保有していないとして、本件対象保有個人情報2については、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報に該当し、法の第4章の規定の適用が除外されているとして、いずれも不開示とする原処分を行ったところ、異議申立人は原処分の取消しを主張し、諮問庁は原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報1の保有の有無及び本件対象保有個人情報2に対する法の第4章の規定の適用の可否について検討する。

- 2 本件対象保有個人情報1の有無について
- (1) 理由説明書の記載及び当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、以下のア及びイのとおりである。
 - ア 異議申立人が開示請求書において記載している平成24年6月の電話の内容について、録音していたかどうかは定かではないが、最高検察庁においては、一般の方からの電話を録音した場合、その音声データはSDカードにより保存しており、また、録音された音声データの保存期間は1年未満としている(平成24年6月時点も同様)。

- イ そうすると、仮に、電話の内容について録音していたとしても、本件開示請求の時点(平成27年6月)においては、上記アの保存期間の経過により、既に適切に廃棄する取扱いがなされたものと推察される。
- (2) そこで、当審査会において、「標準文書保存期間基準」の提示を諮問庁から受けて確認したところ、同基準によれば、一般の方からの電話を録音した音声データは、同基準中の「1から22に掲げられていない事項のうち、公文書等の管理に関する法律2条6項の歴史公文書等に該当しないもの。」に該当すると認められ、かつ、その保存期間は「事務処理上必要な1年未満の期間」、保存期間満了時の措置は「廃棄」と定められていると認められる。
- (3) さらに、念のため、本件対象保有個人情報1の探索方法及び範囲について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、一般の方からの電話を録音したデータを保存しているSDカードについて、理由説明書記載の所管課の執務室内の他、一般の方からの電話対応を行う部署(刑事事件や告訴・告発等を扱う部署及び検察庁職員の違法行為等を扱う部署)の執務室内及び書庫も探索したが、本件対象保有個人情報1に該当するものは存在しなかったとのことであり、この探索方法及び範囲に特段の問題はないと認められる。
- (4) したがって、本件対象保有個人情報1は、最高検察庁においてこれを 保有していないとの諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを 覆すに足りる特段の事情もない。
- 3 本件対象保有個人情報 2 に対する法の第 4 章の規定の適用の可否について
- (1)「訴訟に関する書類」の意義

刑訴法53条の2第2項は、「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報については、法の第4章の規定は適用しない旨を規定しているところ、刑訴法47条が「訴訟に関する書類」との同じ文言により、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定していることと対比すると、同法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」についても、訴訟記録に限らず、不起訴記録、不提出記録も「訴訟に関する書類」に含まれるものと解される(先例答申・平成26年度(行個)答申第69号等)。また、刑事事件の捜査の過程で作成、取得された文書は、同条1項の「訴訟に関する書類」に含まれると解されており、同条2項においても、同様に解される(先例答申・平成26年度(行個)答申第69号等)。

(2) 「訴訟に関する書類」該当性 ア 諮問庁は以下のように説明する。

- (ア)本件対象保有個人情報2が記録された本件処理票等は,異議申立人が特定の事案について関係者を告訴する等の記載のある書面を処分庁が受け付けた際,担当検察官においてその内容を検討した上,本人宛てに当該書面を返戻する際に作成されたものであり,受け付けた書面の内容の要旨・指揮区分などが記載された処理票,異議申立人へ書面を返戻する際に同封した書面の写し及び異議申立人が提出した書面の写しが一体となった文書である。
- (イ)検察官は、告訴・投書等捜査の端緒に係る書面の提出を受けるなどした場合は、必要に応じて関係資料を収集し、関係者の意見を聴取するなど、刑訴法により検察官に与えられた捜査権を行使して犯罪の成否や嫌疑の有無を検討するものであり、結果的に受理されず返戻した際に作成された本件対象保有個人情報2が記録された処理票も、そうした捜査権行使の経過・結果を示す内容を有するものであって、捜査の過程で作成されたものということができる。
- (ウ) また、本件処理票の付属書類についても、いずれも処分庁がその 捜査の過程で作成、取得した文書であり、付属書類も含めて、「訴 訟に関する書類」に該当する。
- イ 上記アの諮問庁の説明は首肯できる。
- ウ そうすると、本件対象保有個人情報2が記録された文書である本件 処理票等は、捜査の過程で作成されたものといえ、刑訴法53条の2 第2項の「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報に該当し、 法の第4章の規定は適用されないものである。
- 4 異議申立人のその他の主張について 異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。
- 5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報1につき、これを保有していないとして不開示とし、本件対象保有個人情報2につき、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報に該当し、法の第4章(開示、訂正及び利用停止)の規定は適用されないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報1は、最高検察庁において保有しているとは認められず、また、本件対象保有個人情報2は、同項の「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一,委員 池田陽子,委員 下井康史